平成２６年（フ）第２４７５号
兵庫県西脇市和田町130番地
債務者　岡本　經子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７６号
大阪府東大阪市高井田中３丁目６番７号　イスタナ・フセ501号
債務者　井上　依子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７７号
大阪府東大阪市高井田中３丁目６番７号　イスタナ・フセ501号
債務者　井上　文子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９号
神戸市長田区庄田町４丁目１番７号、従前の住所神戸市長田区庄田町２丁目５番11―304号
債務者　西　ゆかり
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３８号
神戸市中央区山本通３丁目８番15号
債務者　張　　惠娥
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２８号
高知市中万々855番地１
債務者　土居　浩三
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５５７号
和歌山県日高郡美浜町大字三尾548番地
債務者　金田　高志
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　謙三
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９１号
函館市昭和２丁目23番27号（住民票上の住所）
債務者　中浜　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２７号
和歌山県田辺市上の山１丁目12番９―302号
債務者　林　　心英
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２９号
和歌山県田辺市上芳養2050番地
債務者　松葉　幸子（旧姓輪玉）
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第１８９５号
大阪市平野区長吉長原１丁目５番46号レジデンスひぐち501号
債務者　稲村登美子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１８号
大阪市旭区新森７丁目５番33号　ラ・ネージュ新森402
債務者　鎭山　純夫
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９７号
大阪市城東区天王田13番10号　ファミリーハイツ２番館201、前住所大阪府東大阪市大蓮東５丁目５番８号
債務者　藤木　　匡
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９２号
大阪市西成区鶴見橋３丁目４番11号
債務者　佐野　和子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６５５号
大阪府東大阪市吉松２丁目４番１号　アイスル長瀬531号、前住所大阪市平野区長吉六反１丁目９番８号
債務者　松井商店こと　松井　　武
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６０号
大阪市西淀川区福町２丁目７番２―402号
債務者　中村　和也
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６６６号
大阪市此花区春日出北１丁目10番４号203
債務者　上原　久美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部